

## 別記 2

### 電子情報に関する取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては、電子情報（電子計算機等の内部に保存された情報及び入出力媒体に記録された情報をいう。以下「データ」という。）について適正に取り扱い、データの漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。また、業務の遂行に当たっては、甲の指導に従うとともに、業務従事者に対して適切な指示及び管理を行わなければならない。

(電子情報の保全)

第2条 乙は、自己の責任において、データの漏えい、滅失、毀損等を防止するための次の事項について守らなければならない。

- (1) 自己の責任においてデータ（監査を行った際の出力帳票及び入出力媒体に記憶された情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損等を防止すること。
- (2) 業務において取得したデータを全て甲に提出すること。
- (3) 業務を履行する目的以外に、データを保有し、複写し、又は使用しないこと。

(秘密の保持)

第3条 乙は、いかなる場合も業務の遂行上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する乙の従業員その他の者に対し上記の義務を遵守させるため、秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾なしにこの契約によって生じる権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又はこの契約によって生じる義務を第三者に引き受けさせてはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務の工程の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、乙は当該第三者の選任及び監督についての一切の責任を負うものとする。

2 前項の規定により業務の工程の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、乙は、この契約に規定する甲の権利行使を阻害しないよう、かつ、この

契約に規定する乙の義務履行に違反しないように当該第三者との間で書面により約定するものとする。

(報告・調査)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、この契約の履行状況等について随時に報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 前条第1項の規定により業務の工程の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、乙は、甲が当該第三者に対してこの契約の履行状況等について随時に報告を求め、又は調査を行うことができるよう、当該第三者と特約を結ぶものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。